

# 「子ども伝統文化わくわく体験教室インターネット配信用指導動画作成等業務」 仕様書

## 1 委託業務

「子ども伝統文化わくわく体験教室インターネット配信用指導動画作成等業務」

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和3年9月30日まで

## 3 納品場所

兵庫県企画県民部芸術文化課

## 4 予算

1,320千円（消費税及び地方消費税を含む）

1分野あたり188.5千円（内訳：講師料30千円、材料費3.5千円、撮影・編集155千円）

## 5 委託業務の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、伝統文化団体の講師が学校に出向いて伝統文化の歴史や作法等についての体験教室を実施することが難しいケース等に対応するため、体験教室の代替となるような指導動画を制作する。実践を交えて解説する様子を分野（いけばな、茶道、書道、琴、日本舞踊、能、狂言の計7分野）ごとに撮影。分かりやすく見やすい指導動画に編集し、YouTubeへ掲載、及びインターネットで配信できる形式にて納品する。

### （1）動画撮影

令和3年6月～8月の間に、以下の内容を中心に、芸術文化課（以下委託者という）と協議の上撮影する。

撮影テーマ：子ども伝統文化わくわく体験教室指導動画（伝統文化団体講師による伝統文化の解説）

解説内容の例（茶道の場合）

茶道の歴史→道具の紹介→礼儀作法→お茶の点て方→お茶の振る舞い方・いただき方

約15～20分の指導動画に編集

撮影件数：7件（1分野につき1件）（いけばな、茶道、書道、琴、日本舞踊、能、狂言）

再生時間：1件あたり約15～20分

場所：原則神戸市内とする。（講師宅や公共施設内の会議室等を想定）

但し、団体からの要望により県内のその他の地域で行うことがある。

この場合、必要となる旅費は受託者が委託料から支払うこととする。

出演団体：兵庫県いけばな協会、兵庫県茶道協会、兵庫県書作家協会、兵庫県箏弦連盟、兵庫県舞踊文化協会、公益財団法人能楽協会神戸支部の各講師

## (2) 動画の編集・指導用動画の制作

撮影した動画を、受託事業者にて、わかりやすく見やすい指導動画に編集する。

編集にあたっては、

- ・動画の中で解説内容ごとにタイトルを入れ区切ること。また、テロップ（ルビ入り）を追加し、映像の内容が明確になるように編集すること（1分野約15～20分程度）。
- ・編集にあたっては、完成前に委託者に提出し、確認を受けた上で、内容等の修正に2～3回程度応じること。撮影日は概ね8月末までに行うこととし、令和3年9月30日までに成果物を納品すること。
- ・動画内に常時、出展先を示すクレジット（Copyright @Hyogo Prefectural Government）のウォーターマーク（透かし）を挿入すること。
- ・受託者の広告やロゴを動画内に掲載しないこと。

## (3) 出演団体への支払い

受託事業者は、委託者が指定した額の講師料・材料費（1分野あたり33.5千円）を委託料から出演団体講師へ支払う。なお委託料は以下のように撮影・編集費と講師料・材料費を合算した額とする。

$$\text{委託料} = \text{撮影・編集額} + \text{講師料・材料費}$$

## 6 業務実施にあたっての留意事項

### (1) 業務全般

- ① 「子ども伝統文化わくわく体験教室インターネット配信用指導動画作成等業務」（以下「業務」という。）の動画編集、制作及びそれらに関連する事務に当たっては、受託者の施設、設備及び機器を使用すること。
- ② 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ③ 業務実施にあたっては、出演団体及び講師と連絡調整を行い、委託者の意向を汲んだ動画制作を実施すること。（特に解説時の音声は十分に聞き取れる動画になる様、留意すること。）  
なお、出演団体及び講師に共通する内容についての調整は事前に委託者が行う。
- ④ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- ⑤ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑥ 動画はハイビジョン以上で撮影すること。
- ⑦ インターネット配信にあたり、必要な著作権等諸権利の調整は、必要に応じて委託者と調整の上、受託者にて行うこと。

## (2) 納品

- ① 納品は、以下の2形態でおこなうこと。
  - ・ Youtube への掲載（アカウントは委託者が用意）
  - ・ 動画データの納品（DVD-ROM 1部）
- ② YouTube への掲載にあたっては、伝統文化分野ごとに掲載すること。
- ③ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ④ 動画の解像度は1920×1080以上とすること。パソコンで再生した場合に、映像の縦横の比率が正しく表示されること。
- ⑤ Youtube への掲載にあたっては、委託者と調整し、意向を汲んだ掲載をすること。（特に画質等に留意すること）
- ⑥ 動画データは、H.264/MPEG-4AVC のコーデックを用いること。
- ⑦ 動画データのビットレート等は、委託者と調整し、意向を汲んだものとする。
- ⑧ 動画データの納品にあたって必要なメディア等は受託者が調達すること。

## (3) その他

- ① 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ② 業務の総括責任者及び代行者を置くこと。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ④ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ⑤ 天災その他の事情により、対象分野の撮影が中止になった場合における委託業務にかかる費用については、委託者と協議の上取り決めることとする。